

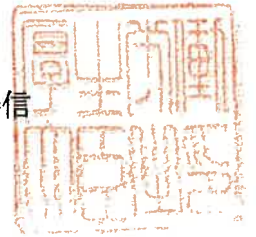
厚生労働省発基1216第2号

令和4年12月16日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

一 業務上の疾病の追加

労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病に、三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍を追加するものとする事。

二 業務上の疾病の一部改正

労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病のうち、第八号に掲げる疾病について、重篤な心不全を追加するとともに、解離性大動脈瘤を大動脈解離に改めるものとする事。

第二 施行期日

この省令は、公布日から施行すること。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 75 条第 1 項においては、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならないこととされており、同条第 2 項においては、業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定めることとされているところ、このうち、業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）別表第 1 の 2 において具体的に定められている。
- 業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、令和 4 年 7 月から、「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」において検討を行い、10 月 7 日に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、当該報告書を踏まえ、労基則別表第 1 の 2 について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 労基則別表第 1 の 2 の疾病に「三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン」を追加する。
- (2) 労基則別表第 1 の 2 の疾病のうち、第 8 号に掲げる疾病について重篤な心不全を追加するとともに、解離性大動脈瘤を大動脈解離に改める。

3 根拠条文

労働基準法第 75 条第 2 項

4 施行期日等

公布日：令和 5 年 1 月中旬（予定）

施行期日：公布日

労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書の概要

開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（今回は平成30年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2及び大臣告示に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

開催状況

- 第1回：
令和4年7月29日
- 第2回：
令和4年9月22日

検討疾病

- 化学物質分科会で検討を行い、結論を得た化学物質による疾病

※ 前回の検討会報告の求めにより、大臣告示に規定されている化学物質に係る症状又は障害について検討が行われた事項

- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病

※ 労災請求のあった個別事案の業務上外を検討した医学専門家等による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

- 「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」で検討した疾病

※ 労災認定基準を検討した医学専門家等による個別検討会において、見直しが検討された疾病

- 労働基準法施行規則別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

※ 平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定される包括救済規定に該当するとして認定された疾病

検討結果

化学物質分科会の報告に基づき、大臣告示を改めることが妥当。また、沃化メチルについては、「意識障害」を「中枢神経系抑制」に改めることが適当。

【報告書4～5頁 参照】

医学専門家等による検討会結果報告及び検討会以降の労災認定事例を踏まえ、MOCAによる「尿路系腫瘍」を別表第1の2に追加することが適当。

【報告書5頁 参照】

脳・心臓疾患検討会の報告に基づき「重篤な心不全」を別表第1の2に追加すること、「解離性大動脈瘤」を「大動脈解離」に改めることが適当。

【報告書5～6頁 参照】

現時点において疾病を追加する必要はないが、行政当局においては引き続き情報収集に努めることを望む。

【報告書6頁 参照】

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会
報 告 書

令和 4 年 1 0 月

目 次

1	検討会の開催経緯及び目的	1
2	例示列挙の考え方	2
3	検討疾病	3
4	検討結果	4
5	まとめ	6
6	終わりに	6

1 検討会の開催経緯及び目的

労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）及びこれに基づく告示は、業務上疾病の範囲を明確にし、事業主の災害補償義務の履行確保を図るとともに、業務上疾病の災害補償に係る請求権の行使を容易にする重要な役割を果たしているところであるが、労働環境の変化に伴い新たな要因による疾病が生じうることを考慮し、昭和53年に行われた現行規定への改正以降、定期的に、労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「本検討会」という。）において、別表第1の2及びこれに基づく告示に掲げる業務上疾病の範囲について医学的検討を行ってきたところである。

平成30年度の本検討会報告を受けて、令和元年7月から「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」（以下「化学物質分科会」という。）において「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件」（以下「大臣告示」という。）に掲げる化学物質による疾病について検討が行われた結果、令和4年3月に「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書」（別添1。以下「化学物質分科会報告書」という。）が取りまとめられた。

また、平成30年度の本検討会以降、化成品等を製造する化学工場において作業に従事した複数の労働者が、業務により取り扱った3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）にばく露したことにより、膀胱がんを発症したとする労災請求がなされたことを契機として、業務上外の判断に当たり、令和2年3月から、医学専門家をはじめ、化学、労働衛生学の専門家から成る「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」（以下「MOCA検討会」という。）において、業務と膀胱がん発症との因果関係が検討され、同年12月に「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書」（別添2。以下「MOCA検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

さらに、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）については、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」が平成13年に改正されてから約20年

が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、令和2年6月から、医学専門家をはじめ、疫学、予防医学、労働衛生学及び法律学等の専門家から成る「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」（以下「脳・心臓疾患検討会」という。）において、認定基準の検討が行われ、令和3年7月に「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」（別添3。以下「脳・心臓疾患検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

このため、本検討会は、以上のような状況を踏まえて、別表第1の2及び大臣告示に掲げる業務上疾病の範囲について、令和4年7月29日（第1回）及び令和4年9月22日（第2回）に検討を行った。

2 例示列举の考え方

本検討会においては、別表第1の2及び大臣告示に新たな疾病を追加すべきか否かを判断するに際して、従来からの考え方を踏襲することとした。

すなわち、職業病として発生することが極めて少ないもの等、以下のいずれかに該当するものを除き、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められる場合には原則として例示列举するというものである。

ア 過去において相当数の発症例が見られたが、労働衛生管理の充実等により、今日発症例が極めて少ないもの。

イ 諸外国において発症例があるが、国内においては、当該疾病の発生に係る化学物質等の製造及び輸入の禁止等により使用される見込みがない又は研究機関等の特定の機関においてのみ使用される等のため、当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるもの。

ウ ばく露から発症までの期間が短いもの以外であって因果関係が明らかとなっていないもの（ばく露から発症までの期間が短いものについては、業務との因果関係を立証することが容易であることから、当該短期間で現れる影響のみ明らかとなっているものは必ずしも例示列举の必要性はないと考えられる。）。

エ 有害業務の集団及び疾病の集団として類型化（有害因子と疾病の関係を一般化し得るもの）が困難であり、法令上の列举又は指定になじまないもの。

3 検討疾病

本検討会においては、今回、以下の疾病について別表第1の2及び大臣告示に追加等すべきか否か検討を行った。

(1) 化学物質分科会において検討された疾病（別紙参照）

ア 検討事項1

大臣告示に規定されている化学物質 168 物質のうち、化学物質分科会において、当該化学物質に係る新たな症状又は障害として大臣告示に規定することが適当とされた3物質に係る症状又は障害（別紙の番号（以下「別紙番号」という。）1～3）

イ 検討事項2

令和2年3月時点において労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシートの交付義務のある化学物質 673 物質のうち、化学物質分科会において大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た5物質に係る症状又は障害（別紙番号4～8）

ウ 検討事項3

理美容の業務において使用されている化学物質のうち、化学物質分科会において大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た2物質に係る症状又は障害（別紙番号9及び10）

エ 検討事項4

大臣告示に記載されているカルシウムシアナミド、ニトログリコール及びニトログリセリンによる「血管運動神経障害」の見直し（別紙番号11～13）

(2) MOC A 検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

MOC Aによる膀胱がん

(3) 脳・心臓疾患検討会において改正することが適切との結論を得た、脳・心臓疾患の認定基準の対象疾病

重篤な心不全及び大動脈解離

(4) 別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病

4 検討結果

(1) 化学物質分科会において検討された疾病

ア 検討事項1

本検討会において、前記3の(1)のアに記載した3物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号1～3の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

イ 検討事項2

本検討会において、前記3の(1)のイに記載した5物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号4～7の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

また、検討結果のうち沃化メチル(別紙番号8)については、大臣告示に当該物質が掲載されており、かつ当該物質に係る症状又は障害に「意識障害」が掲載されていることから、「意識障害」の表記を「中枢神経系抑制」に改めることが適当であるとの結論を得た。

なお、化学物質名の表記については「沃化メチル」とした。

ウ 検討事項3

本検討会において、前記3の(1)のウに記載した2物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号9及び10の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる

業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

エ 検討事項 4

本検討会において、前記3の(1)のエに記載した3物質に係る症状又は障害のうち「血管運動神経障害」について見直しに係る検討を行ったところ、大臣告示から、別紙番号11～13の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による「血管運動神経障害」を削除し、カルシウムシアナミドには「不整脈、血圧降下等の循環障害」を、ニトログリセリンには「狭心症様発作」を、それぞれ追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

(2) M O C A 検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

本検討会において、M O C A 検討会報告書について検討を行った結果、M O C A にばく露する業務に一定年数以上従事した労働者に発症した膀胱がんについては、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いとの結論は、各分野の専門家による十分な検討の結果得られたものであり、妥当であるとの結論を得た。

また、当該報告書が取りまとめられたのち、M O C A にばく露する業務に従事したことにより尿管がんを発症したとして労災認定に至った事例があること等を踏まえると、本検討会としては、M O C A による「尿路系腫瘍」を別表第1の2に追加することが適当であるとの結論を得た。

(3) 脳・心臓疾患検討会において改正することが適切との結論を得た、脳・心臓疾患の対象疾病

本検討会において、脳・心臓疾患検討会報告書について検討を行った結果、別表第1の2に掲げる脳・心臓疾患の対象疾病として「重篤な心不全」を追加すること及び解離性大動脈瘤について「大動脈解離」に表記を改めることについては、各分野の専門家による十分な検討の結果得られたものであり、

妥当であるとの結論を得た。

(4) 別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病については、災害発生状況等を前記2の例示列举の考え方に照らすと、現時点において、別表第1の2及び大臣告示に追加する必要はないと考えられるとの結論を得た。

5 まとめ

以上の検討結果のとおり、本検討会としては、

ア 別紙番号1～7、9及び10の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加すること（ただし、別紙番号1～3については、症状又は障害の追加に限る）、

また、別紙番号8及び11～13の化学物質名欄に掲げる化学物質について、それぞれ症状・障害欄の右欄に掲げる症状又は障害を大臣告示から削除し、別紙番号8、11及び13については、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加すること、

イ MOC Aによる尿路系腫瘍を別表第1の2に追加すること、

ウ 脳・心臓疾患の対象疾病として「重篤な心不全」を別表第1の2に追加すること及び別表第1の2の「解離性大動脈瘤」について「大動脈解離」に表記を改めること、

について適当であるとの結論を得たので、行政当局においては、速やかに所用の措置を講ずることを望むものである。

6 終わりに

製造業をはじめとした各事業場では、常に新たな化学物質が使用される可能性があることを踏まえ、行政当局においては引き続き情報収集に努め、必要に応じ化学物質による疾病に関する分科会を開催し検討を行うことを望むものである。

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会

参集者名簿（五十音順、敬称略）

	氏名	役職等
(座長)	相澤 好治	公益社団法人全国労働衛生団体連合会 会長 北里大学 名誉教授
	稲瀬 直彦	平塚共済病院 院長
	上野 晋	産業医科大学産業生態科学研究所 所長 職業性中毒学研究室 教授
	圓藤 吟史	中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター 所長 大阪市立大学 名誉教授
	大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
	中富 浩文	杏林大学医学部脳神経外科学教室 教授
	中村 純	医療法人社団新光会不知火クリニック 院長 産業医科大学 名誉教授
	並木 淳郎	関東労災病院 副院長 循環器内科 部長
	西村 重敬	埼玉医科大学 名誉教授
	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
	別府 諸兄	公益財団法人日本股関節研究振興財団 理事長 聖マリアンナ医科大学 名誉教授
	三上 容司	横浜労災病院 病院長 運動器センター長
	柳澤 裕之	東京慈恵会医科大学 学長補佐
	由佐 俊和	千葉労災病院健康診断部 医師

化学物質分科会において大臣告示へ追加又は削除することが適当との結論が得られた疾病

番号	化学物質名	症状・障害	
		大臣告示に追加する症状・障害	大臣告示から削除する症状・障害
1	弗化水素酸（弗化水素を含む）	低カルシウム血症、組織壊死	
2	砒化水素	腎障害	
3	トリクロロエチレン	皮膚障害	
4	二酸化塩素	気道障害	
5	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	肝障害	
6	臭化水素	気道障害	
7	水酸化カルシウム	皮膚障害、前眼部障害	
8	沃化メチル	中枢神経系抑制	意識障害
9	パラトルエンジアミン	皮膚障害	
10	チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	
11	カルシウムシアナミド	不整脈、血圧降下等の循環障害	血管運動神経障害
12	ニトログリコール		血管運動神経障害
13	ニトログリセリン	狭心症様発作	血管運動神経障害

業務上疾病の関係法令

○ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（療養補償）

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

第 12 条の 8

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 89 条第 1 項、第 91 条第 1 項、第 92 条本文、第 93 条及び第 94 条に規定する災害補償の事由（同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

○ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）（抄）

第 35 条 法第 75 条第 2 項の規定による業務上の疾病は、別表第 1 の 2 に掲げる疾病とする。

別表第 1 の 2

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症

- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1 から 12 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9 1 から 8 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その

他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ病、炭疽病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙虫病
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 11 オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん
- 12 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 13 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
- 14 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 15 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 16 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 17 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 18 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 19 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上

気道のがん

- 20 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 21 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 22 1 から 21 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

○ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（平成 25 年厚生労働省告示第 316 号）（別紙）

○ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 10 号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する疾病（昭和 56 年労働省告示第 7 号）

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件

(平成八年三月二十九日労働省告示第三十三号)

労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)は、次の表の上欄<編注：左欄>に掲げる化学物質とし、同号1の厚生労働大臣が定める疾病は、同欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄<編注：右欄>に定める症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。

化学物質	症状又は障害	
無機の酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害
	ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害
	硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物	亜鉛等の金属ヒューム
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)		四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害
アンチモン及びその化合物		頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、心筋障害又は胃腸障害
インジウム及びその化合物		肺障害
塩化亜鉛		皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
塩化白金酸及びその化合物		皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
カドミウム及びその化合物		気道・肺障害、腎障害又は骨軟化
クロム及びその化合物		皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿孔又は嗅覚障害
コバルト及びその化合物		皮膚障害又は気道・肺障害
四アルキル鉛化合物		頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又はせん妄、幻覚等の精神障害
水銀及びその化合物(アルキル水	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、振せん	

	銀化合物を除く。)	、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口腔粘膜障害又は腎障害
	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
	セレン化水素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害
	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、造血器障害、末梢神経障害又は疝痛、便秘等の胃腸障害
	ニッケル及びその化合物(ニッケルカルボニルを除く。)	皮膚障害
	ニッケルカルボニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は気道・肺障害
	バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	砒化水素	血色素尿、黄疸又は溶血性貧血
	砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害又は肝障害
	ブチル錫	皮膚障害又は肝障害
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	マンガン及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の神経障害
	ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化
	沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、血圧降下又は気道障害
	一酸化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、昏睡等の意識障害、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、せん妄等の精神障害又は運動失調、視覚障害、色視野障害、前庭機能障害等の神経障害
	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨壊死
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管

			運動神経障害
		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は痙攣
		二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害
		二酸化硫黄	前眼部障害又は気道・肺障害
		二酸化窒素	前眼部障害又は気道・肺障害
		二硫化炭素	せん妄、躁うつ等の精神障害、意識障害、末梢神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害
		ヒドラジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		ホスゲン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		ホスフィン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は気道・肺障害
		硫化水素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害又は呼吸中枢機能停止
脂 肪 族 化 合 物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	塩化ビニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
		塩化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等自覚症状、中枢神経系抑制、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害又は肝障害
		クロロプレン	中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
		クロロホルム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
		四塩化炭素	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
		一・二ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
		一・二ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		ジクロロメタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害
		臭化エチル	中枢神経系抑制又は気道・肺障害
		臭化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、気道・肺障害、視覚障害、言語障害、協調運動障害、振せん等の神経障害、性格変化、

		せん妄、幻覚等の精神障害又は意識障害
	一・一・二・二-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は肝障害
	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道障害又は肝障害
	一・一・一-トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は協調運動障害
	一・一・二-トリクロロエタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道障害
	トリクロロエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害又は肝障害
	ノルマルヘキサン	末梢神経障害
	一-プロモプロパン	末梢神経障害
	二-プロモプロパン	生殖機能障害
	沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害、せん妄、躁状態等の精神障害又は意識障害
アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル	アクリル酸エチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は粘膜刺激
	アクリル酸ブチル	皮膚障害
	アクロレイン	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	アセトン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	エチルエーテル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
	エチレンクロロヒドリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、気道・肺障害、肝障害又は腎障害
	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、造血器障害、振せん、協調運動障害、肝障害又は腎障害
	二・三-エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害
	グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	酢酸アミル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	酢酸エチル	前眼部障害又は気道障害
	酢酸ブチル	前眼部障害又は気道障害

	酢酸プロピル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
	酢酸メチル	中枢神経系抑制、視神経障害又は気道障害
	二ーシアノアクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は粘膜刺激
	ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、狭心症様発作又は血管運動神経障害
	ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は血管運動神経障害
	二ーヒドロキシエチルメタクリレート	皮膚障害
	ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	メタクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は末梢神経障害
	メチルアルコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視神経障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	メチルブチルケトン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は末梢神経障害
	硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
その他の脂肪族化合物	アクリルアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、協調運動障害又は末梢神経障害
	アクリロニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	エチレンイミン	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は腎障害
	エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	エピクロルヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
	酸化エチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、造血器障害又は末梢神経障害
	ジアゾメタン	気道・肺障害
	ジメチルアセトアミド	肝障害又は消化器障害
	ジメチルホルムアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害
	ヘキサメチレンジイソシアネート	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	無水マレイン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
脂環式化合物	イソホロンジイソシアネート	皮膚障害又は気道障害
	シクロヘキサノール	前眼部障害又は気道障害
	シクロヘキサノン	前眼部障害又は気道障害

		ジシクロヘキシルメタン-四・四 -ジイソシアネート	皮膚障害
芳香族化合物	ベンゼン及びその同族体	キシレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		スチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、気道障害又は末梢神経障害
		トルエン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
		パラ-tert-ブチルフェノール	皮膚障害
		ベンゼン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制又は再生不良性貧血等の造血器障害
芳香族炭化水素のハロゲン化合物		塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害
		塩素化ビフェニル(別名PCB)	皮膚障害又は肝障害
		ベンゼンの塩化物	前眼部障害、気道障害又は肝障害
芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体		アニシジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		アニリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		四・四'-ジアミノジフェニルメタン	皮膚障害又は肝障害
		ジニトロフェノール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、代謝亢進、肝障害又は腎障害
		ジニトロベンゼン	溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害
		ジメチルアニリン	中枢神経系抑制、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		トリニトロトルエン(別名TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害
		二・四・六-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		トルイジン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラ-ニトロアニリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害	

	パラニトロクロロベンゼン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	ニトロベンゼン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	パラフェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	フェネチジン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
その他の芳香族化合物	クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	クロルヘキシジン	皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応
	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	一・五ナフチレンジイソシアネート	前眼部障害又は気道障害
	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	皮膚障害
	ヒドロキノン	皮膚障害
	フェニルフェノール	皮膚障害
	フェノール(別名石炭酸)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	オルトーフタロジニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣
	ベンゾトリクロライド	皮膚障害又は気道障害
	無水トリメリット酸	気道・肺障害又は溶血性貧血
	無水フタル酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	四メトキシフェノール	皮膚障害
	りん酸トリオルトクレジル	末梢神経障害
	レゾルシン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
複素環式化合物	一・四ジオキササン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害又は気道・肺障害
	テトラヒドロフラン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は皮膚障害
	ピリジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ヘキサヒドロ一・三・五トリニトロ一・三・五トリアジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣
農薬その他の薬剤の有	有機りん化合物(ジチオリン酸O一エチル=S・S-ジフェニル(別	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱

効成分	名EDDP)、ジチオリン酸0・0—ジエチル=S—(二—エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸0・0—ジエチル=0—二—イソプロピル—四—メチル—六—ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸0・0—ジメチル=0—四—ニトロ—メタ—トリル(別名MEP)、チオリン酸S—ベンジル=0・0—ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸0—エチル=0—パラ—ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸二・二—ジクロルビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ—メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス))	等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮瞳、流涎、発汗等の自律神経障害
	カーバメート系化合物(メチルカルバミド酸オルト—セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタ—トリル(別名MTMC)及びN—(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S—メチル(別名メソミル))	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮瞳、流涎、発汗等の自律神経障害
	二・四—ジクロルフェニル=パラ—ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)	前眼部障害
	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))	皮膚障害
	N—(一・一・二・二—テトラクロルエチルチオ)—四—シクロヘキセン—一・二—ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)	皮膚障害又は前眼部障害
	テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
	トリクロルニトロメタン(別名ク	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害

ロルピクリン)	
N-(トリクロロメチルチオ)- -1,2,3,6-テトラヒドロフ タルイミド	皮膚障害
二塩化-1,1'-ジメチル-4,4'- ビピリジニウム(別名パラ コート)	皮膚障害又は前眼部障害
パラ-ニトロフェニル=2,4- 6-トリクロロフェニル=エー テル(別名CNP)	前眼部障害
ブラストサイジンS	前眼部障害、気道・肺障害又は嘔吐、下痢等 の消化器障害
6,7,8,9,10,10-ヘ キサクロル-1,5,5a,6,9 ,9a-ヘキサヒドロ-6,9 -メタノ-2,4,3-ベンゾジ オキサチエピン3-オキシド(別 名ベンゾエピン)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識喪失 等の意識障害、失見当識等の精神障害又は痙 攣等の神経障害
ペンタクロロフェノール(別名 PCP)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代 謝亢進
モノフルオル酢酸ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、不整脈、 血圧降下等の循環障害、意識混濁等の意識障 害、言語障害等の神経障害又は痙攣
硫酸ニコチン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、流涎、呼 吸困難、意識混濁、筋の線維束攣縮又は痙攣

備考 金属及びその化合物には、合金を含む。